

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 8 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に保健医療分野の経験を高く評価）
対象国及び類似地域	モンゴル及び全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ウイルス性肝炎は、年間 130 万人の死者を出す世界の感染症による死因の第 2 位を占める重大な公衆衛生上の課題である（WHO 2024 Global Hepatitis Report, 2024 年 4 月 9 日）。特に、D 型肝炎ウイルス（HDV）の B 型肝炎ウイルス（HBV）との重複感染は最も重篤な慢性肝炎を引き起こし、肝硬変への進行を加速させ、肝細胞がん（HCC）の発症リスクを大幅に上昇させる。しかしながら、つい最近まで HDV 感染は軽視され、「顧みられない疾患」とされてきた。近年のメタ解析によって、全世界で約 4,800 万～6,000 万人が HDV に感染していると推定されている。HDV 感染に関する対策は世界的に遅れており、未だ検査体制が不十分であり、発がん機序も未解明である。そのため、HDV 感染は、国際的な取り組みが必要な喫緊の課題となっている。

特に、モンゴルでは HCC の罹患率と死亡率が世界一高く、HBV 感染者の 60% 以上（世界平均 13%）が HDV と重複感染しているという異常な状況が浮き彫りになっている。このため、HDV 対策はモンゴルにおける国家的な緊急課題となっており、モンゴルの公衆衛生において解決すべき最優先事項である。モンゴル政府は「健康なモンゴル人」イニシアティブを導入して国民の健康を推進している。更に 2022 年に開始したモンゴル政府肝炎撲滅プロジェクト“Healthy Liver Mongolia”では HBV/C 型肝炎ウイルス（HCV）に加えて HDV が対象となったほか、治療薬を国家予算で負担する等モンゴル国内での HDV への関心が高まっているものの、モンゴルにおける HDV 検査は不十分な状況にあり、疫学的な実態把握もなされていない。

こうした状況下、モンゴル政府は、地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、SATREPS）をわが国に要請し、並行して徳島大学より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、AMED）に対し、研究申請が行われた。本協力は、

モンゴルにおいて、持続的に利用可能な HDV 検査診断法の確立や HDV 感染の実態把握・疫学調査などを通じて HDV 感染制御への道筋をつけることを目指すものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトにかかる合意文書締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025 年 9 月上旬～2025 年 9 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② モンゴル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA 人間開発部に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2025 年 9 月中旬～2025 年 10 月上旬）

- ① JICA モンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ② モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

- ア) 要請背景・内容
- イ) 関連する開発計画、政策、制度
- ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（WHO 等）の活動動向、連携の可能性
 - ④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥実施機関に対する R/D（案）を含む M/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦担当分野に係る調査結果を JICA モンゴル事務所等に報告する。

（3）整理業務（2025 年 10 月中旬～2025 年 10 月下旬）

- ①報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025年10月31日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年9月19日～10月9日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

- イ) 研究総括 (徳島大学)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

なお、このほかに AMED から研究主幹及び研究計画団員が参加する予定です。
また、徳島大学から研究総括支援団員が参加する可能性があります。

③ 便宜供与内容

JICA モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：日本語⇄モンゴル語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第四チームから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・新規採択案件概要
<https://www.amed.go.jp/content/000142414.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分

に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上